



ひとり親家庭の支援について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

平成26年3月

ひとり親家庭の主要統計データ等	3
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	10
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法	11
I 子育て・生活支援	13
1 母子自立支援員による相談・支援	14
2 母子家庭等日常生活支援事業	15
3 ひとり親家庭生活支援事業	16
4 母子生活支援施設の概要	18
5 子育て短期支援事業の概要	20
II 就業支援	21
○ 母子家庭に対する主な就業支援について	22
1 マザーズハローワーク事業	27
2 母子家庭等就業・自立支援事業	28
3 母子自立支援プログラム策定等事業	29
4 自立支援教育訓練給付金	30
5 高等職業訓練促進給付金	31
○ 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰	33
III 養育費の確保	34
○ 母子家庭等の養育費確保に関する取り組み	35
IV 経済的支援	47
1 児童扶養手当制度の概要	48
2 母子寡婦福祉貸付金の概要	53
V ひとり親家庭施策の在り方の見直し	56
(参考資料)	64

ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

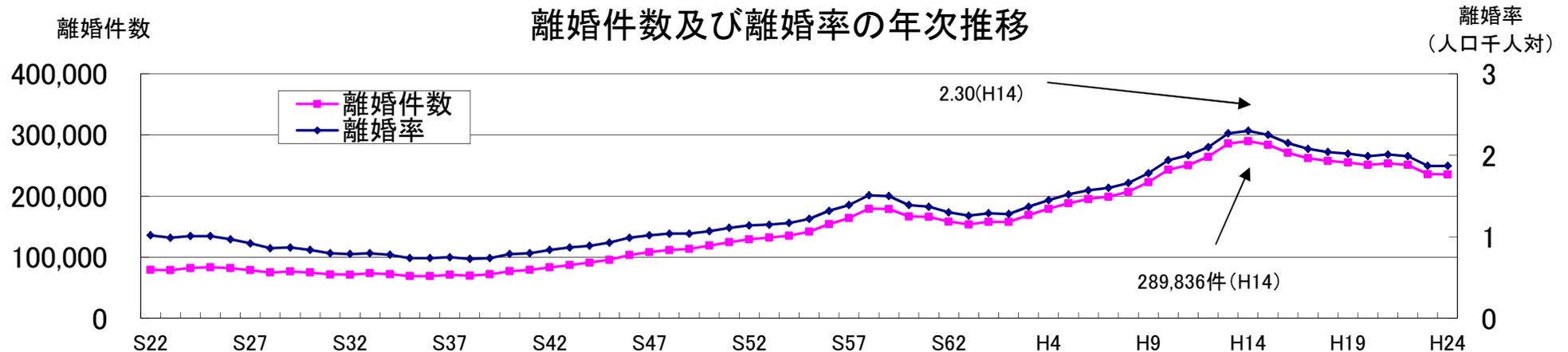
母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯（平成22年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯（平成23年度全国母子世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約108.3万人（平成25年3月末現在、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が7割、死別が約2割
 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約23万5千件（平成24年人口動態統計（確定数））
 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
- 離婚率（人口千対）は1.87。アメリカ（3.6）、イギリス（2.05）、韓国（2.3）
 フランス（2.04）、ドイツ（2.48）より低く、イタリア（0.90）よりは高い水準。

離婚件数及び離婚率の年次推移



※平成24年は概数値。

(就労の状況) … 平成23年度全国母子世帯等調査

○母子家庭の約81%、父子家庭の約91%が就労

(海外のひとり親家庭の就業率)

アメリカ(73.8%)、イギリス(56.2%)、フランス(70.1%)、イタリア(78.0%)、
オランダ(56.9%)、ドイツ(62.0%) OECD平均(70.6%) ※OECD「Babie and Bosses」より(2005年)

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は39%、「パート・アルバイト等」は47%
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は67%、「パート・アルバイト等」は8%

(収入の状況)

○母子家庭の母自身の平均年収は223万円(うち就労収入は181万円)、父自身の平均年収は380万円(うち就労収入は360万円)(平成23年度全国母子世帯等調査)

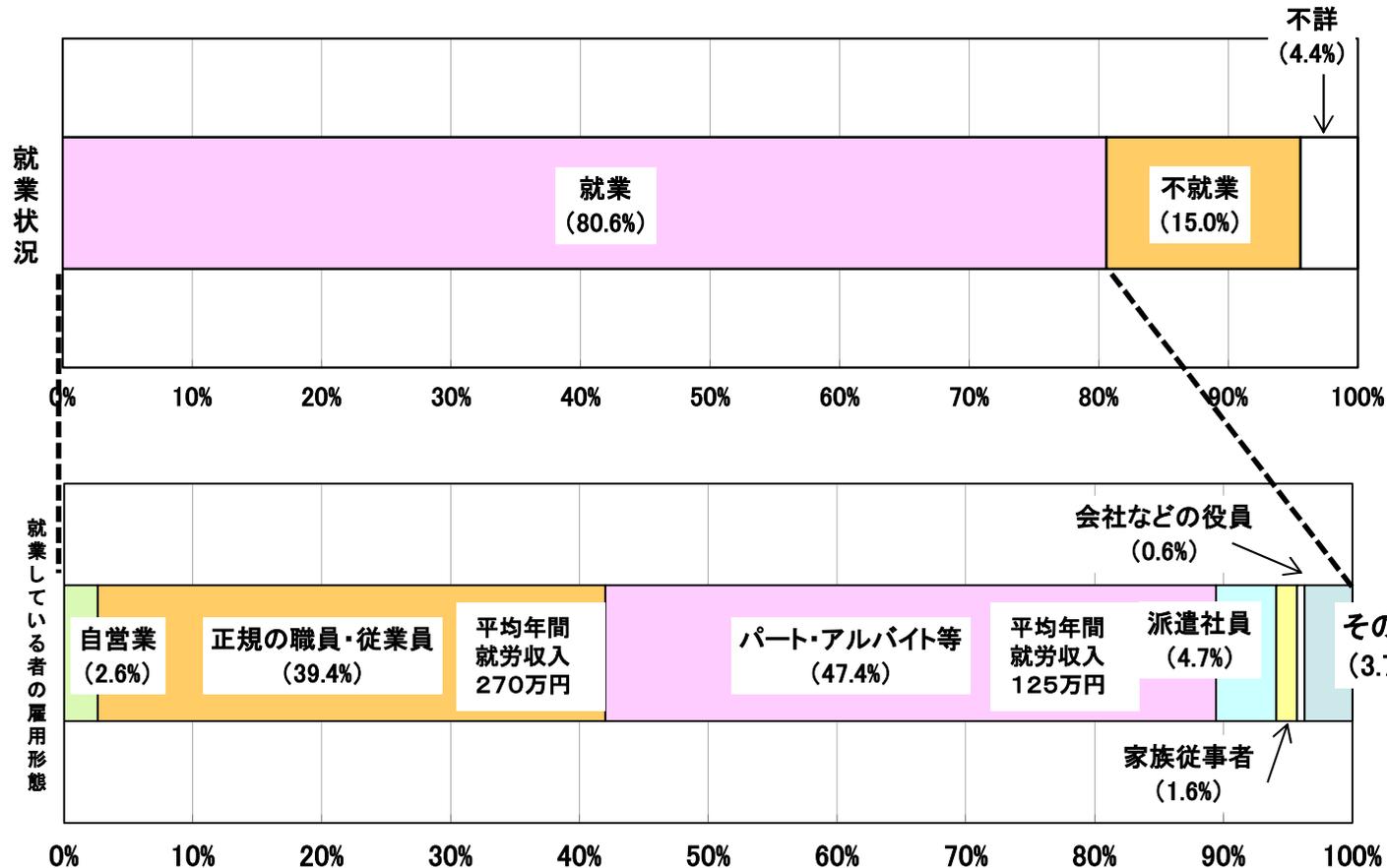
○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

(養育費と面会交流の状況) …平成23年度全国母子世帯等調査

	(離婚母子家庭)	(離婚父子家庭)
・養育費の取り決めをしている	: 約38%	約18%
・養育費を現在も受給している	: 約20%	約4%
・面会交流の取り決めをしている	: 約23%	約16%
・面会交流を現在も行っている	: 約28%	約37%

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)
 非正規の職員・従業員の割合
 男女計 35.2%
 男 19.7%
 女 54.5%
 ※非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など

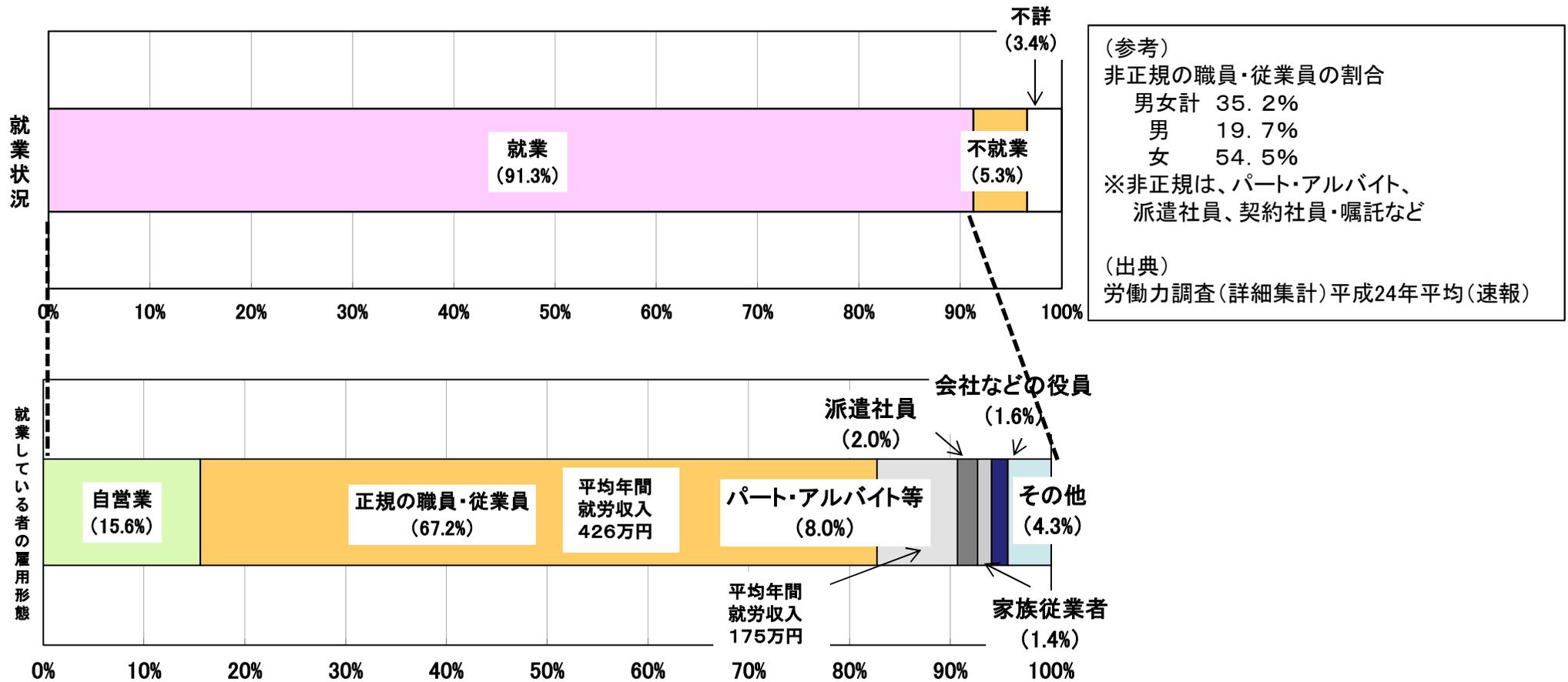
(出典)
 労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※参考《海外のひとり親家庭の就業率》
 アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス 70.1%、
 イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、ドイツ 62.0%
 OECD平均 70.6% OECD「Babies and Bosses」より(2005年)

父子家庭の就業状況

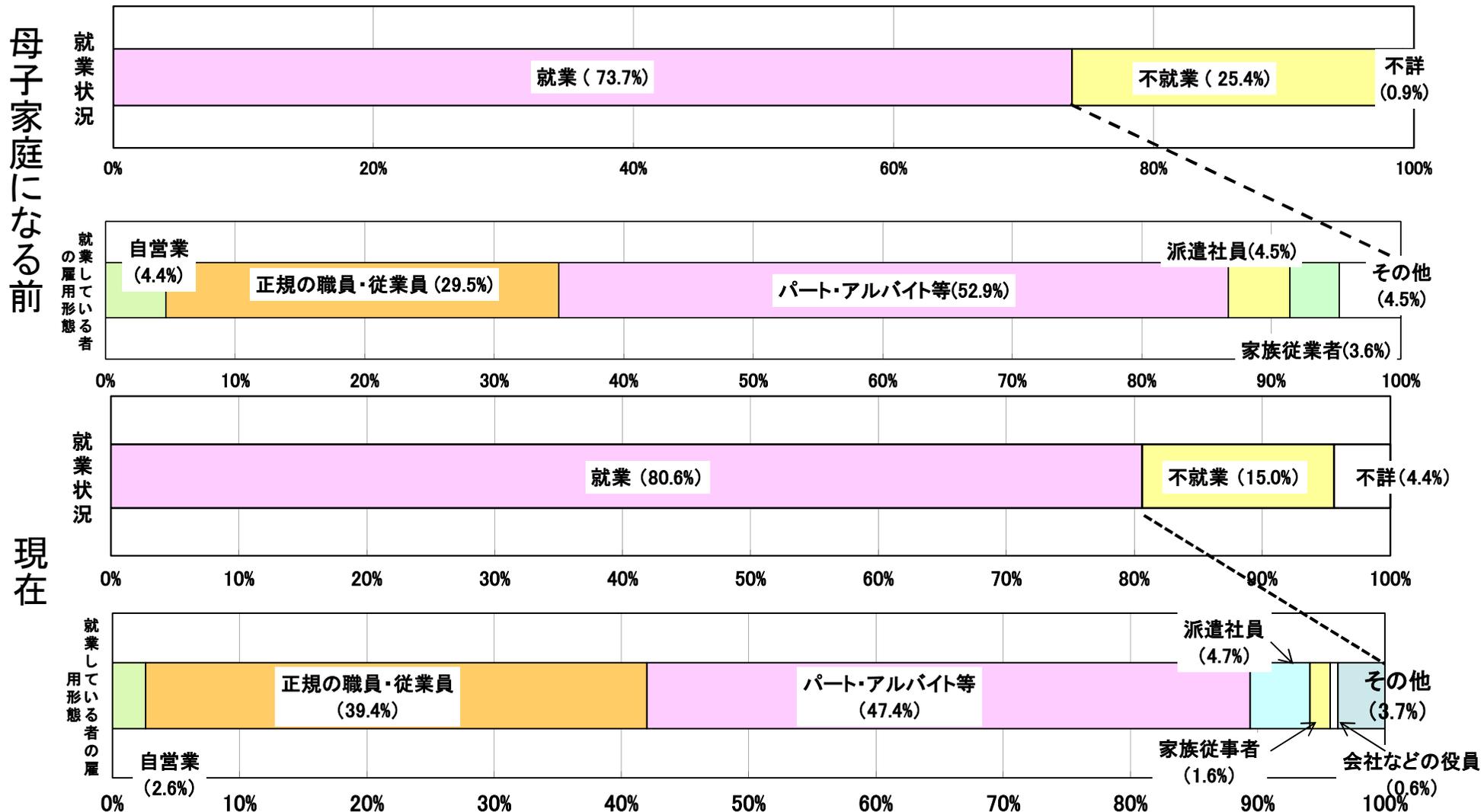
- 父子家庭の91.3%が就業。「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は25.4%、現在では15.0%であり、10.4ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は29.5%、現在では39.4%であり、9.9ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は57.4%、現在では52.1%であり、5.3ポイント減。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

母子家庭の現状(所得状況)

○母子世帯の総所得は年間250.1万円。「全世帯」の46%、「児童のいる世帯」の36%に留まる。
(平成24年国民生活基礎調査)

○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の29%に留まる。

※ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と、高い水準となっている。

所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額(単位:万円)					
全世帯	548.2	409.5	100.7	16.3	8.6	13.2
児童のいる世帯	697.0	626.2	27.1	11.2	25.8	6.8
母子世帯	250.1	183.0	11.8	2.0	49.3	4.0
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合(単位:%)					
全世帯	100.0	74.7	18.4	3.0	1.6	2.4
児童のいる世帯	100.0	89.8	3.9	1.6	3.7	1.0
母子世帯	100.0	73.2	4.7	0.8	19.7	1.6

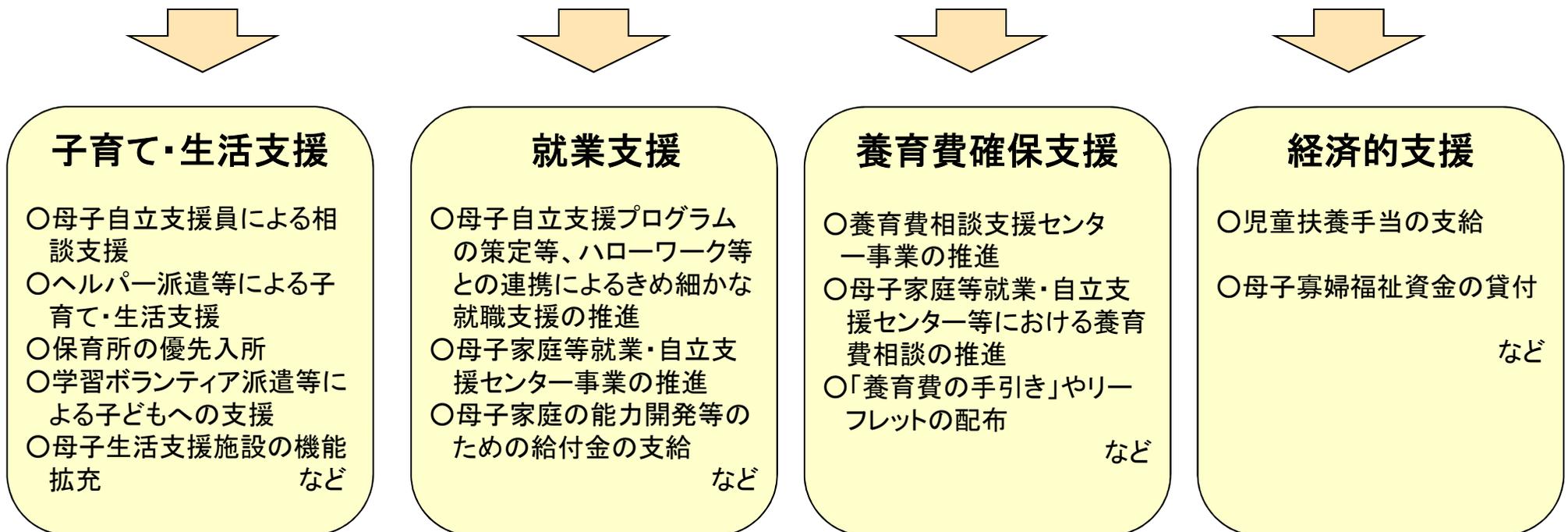
(出典) 平成24年国民生活基礎調査

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

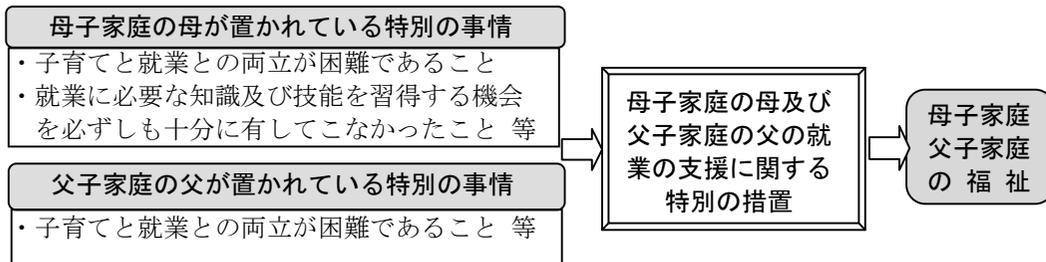
母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



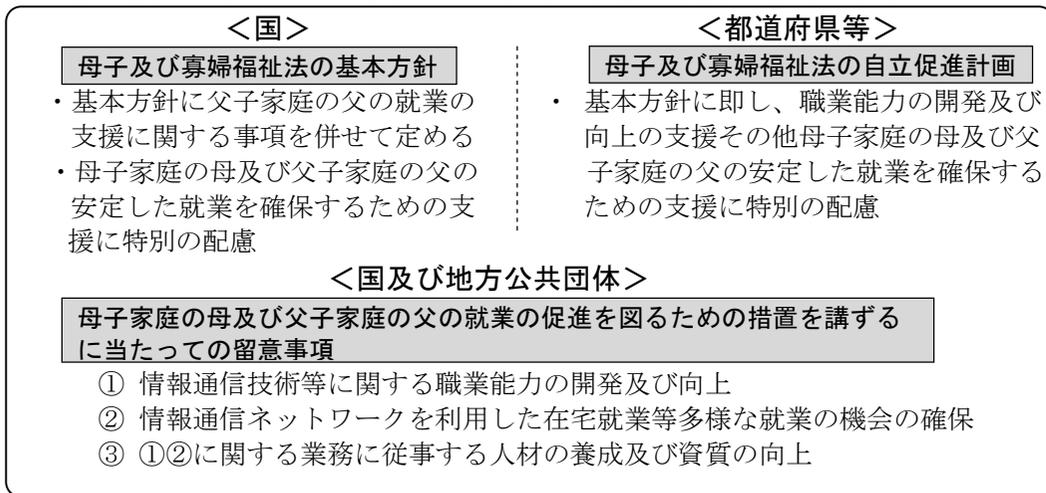
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
 公布日 平成24年9月14日
 施行日 平成25年3月1日

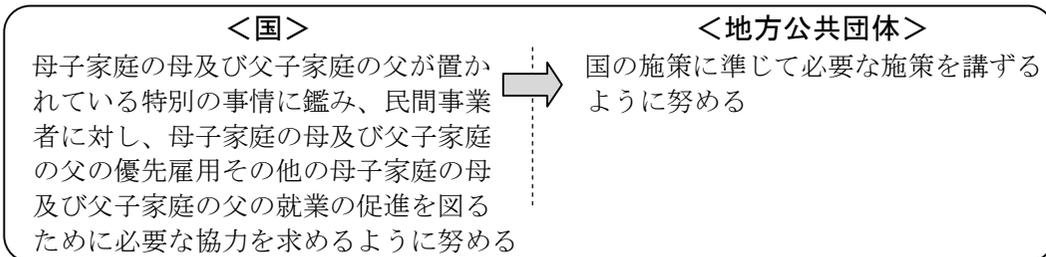
1. 目的



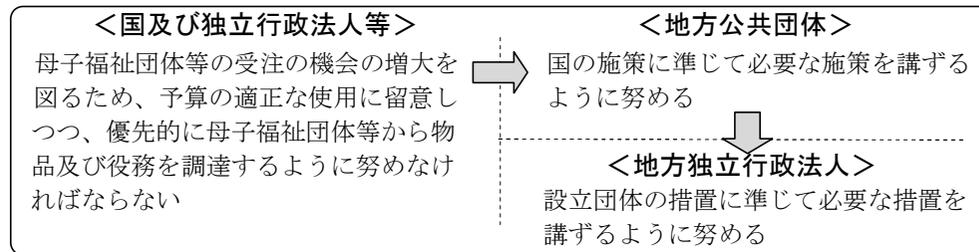
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(平成25年3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。	—